



退去時には 火災保険の解約手続きが必要です！

ご解約されない場合、ご契約を有効なものとして管理いたしますので、ご退去された物件に郵送物が送付され、個人情報が出てしまうケースもございます。

ご退去後
すみやかに

契約者ご本人さまより、下記『解約受付センター』へご連絡ください。
管理会社でのご退去手続きとは別途にご連絡が必要です。

- ◆満期日までにご連絡がない場合は、ご契約が自動的に更新されます。
(月払の場合は毎月の保険料請求が止まりません)
- ◆ご連絡の際はあらかじめ、契約番号と解約返戻金振込先の**契約者ご本人名義**の口座番号等が分かるものをご用意の上、ご連絡ください。
※解約返戻金は経過期間により異なります。
(退去日が満期日から1か月未満の場合など返戻金がない場合がございます。)
- ◆法人のご契約者さまからのご連絡の場合や、解約返戻金の振込先に契約者以外の口座を指定される場合など、お電話を頂戴した後に書面での手続きをお願いする場合があります。
- ◆満期日をもって退去される場合には、更新案内に同封のハガキにて更新しない旨をお申し出いただくことも可能です。
(記入方法については更新お問合せセンターへお問合せください。お問合せ先：0120-777-217)

契約番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

解約日(退去日)

年

月

日

※ 鍵の返却日または管理会社から指定された賃貸借契約終了日

全管協少短 解約受付センター

0120-208-001

受付時間: 月～土曜日(日曜・祝日・年末年始の休業日を除く) 9時～18時
お電話の際は、おかけ間違いのないようご注意ください

引受少額短期保険業者(共同保険幹事会社)



全管協 ZENKANKYO
少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第16号
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1
朝日生命大手町ビル17F
URL <https://www.zkssi.co.jp/>

お問合せ先<取扱代理店>